

諮問書

佐市環政第576号
令和4年12月16日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀 様

佐賀市長 坂井 英隆



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

音声によるカラス追い払い実証実験に係るトレイルカメラ設置及びデータの外部提供に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 諮問理由

佐賀市内におけるカラスへの対策業務として、市内水ヶ江片田江交差点付近において音声によるカラス追い払い実証実験を行う。

調査の内容については、音声機器によりカラス追い払い音声を流し、その際のカラスの移動状況や生息状況の変化を考察するものである。

カラスの状況調査においてトレイルカメラを設置した際、カラス等の動物だけでなく、個人情報が入り込む可能性もあることから、審査会に諮問するものである。

3 所管課

環境政策課

4 管理者

環境政策課長

5 設置時期

令和4年12月13日から令和5年1月20日

6 トレイルカメラの概要

(1) トレイルカメラの種類及び設置台数

- ・ 定時撮影機能を内蔵した屋外対応（防水）の電池作動式カメラとする。
- ・ 水ヶ江地区片田江交差点付近2地点（別紙参照）にそれぞれ1台、合計2台の撮影用トレイルカメラを設置する。

(2) 設置場所

- ・ 片田江交差点付近の電線に留まるカラスの状況が確認可能な、建物屋上に設置する。

- ・ 設置については、設置地点の管理者に許可を得た上で、佐賀市環境政策課職員が行う。

(3) 稼働時間

- ・ 24時間（10分間隔で定時撮影を行う）

(4) 撮影する画像及び保存方法

- ・ 撮影範囲（画角）は108°である。
- ・ 画像データはトレイルカメラ内のSDカード（32GB）にJPEG形式で保存される。
（容量がいっぱいの際は、それ以上撮影はできない）
- ・ 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。
- ・ SDカードについては、調査期間の区切り（1週間）ごとに回収、交換する。
- ・ 調査業務に必要となるカラス以外の画像データについては破棄する。

(5) 管理者及び取扱者

- ・ 環境政策課長をトレイルカメラ管理者に、環境政策課生活環境係職員をトレイルカメラ取扱者に指定し、トレイルカメラ、記録装置及びこれらの附属品並びに画像データを適切に管理する。
- ・ 画像データの確認は、トレイルカメラ設置場所では行わず、環境政策課生活環境係職員が環境政策課執務室にて行う。

(6) 掲示

- ・ トレイルカメラ設置場所に、動物調査中及びトレイルカメラが作動中である旨を明記する。

(7) その他

- ・ 「音声によるカラス追い払い実証実験に係るトレイルカメラ運用基準」を定め、トレイルカメラ及び画像データを適正に取り扱う。

7 画像データの外部提供

(1) 業務委託先への提供

- ・ 画像データについては報告書作成業務等を委託している佐賀大学及び株式会社ClowLabへ提供を行う。
- ・ 提供した画像データ及び個人情報とは両者共に業務以外には使用しないとともに、契約書内に定めた「個人情報取扱特記事項」を順守の上業務を処理する。

(2) その他外部への提供

- ・ 業務委託先以外への画像データの提供については「佐賀市個人情報保護条例」の規定に基づき取扱う。具体的には刑事訴訟法第239条第2項の規定（管理又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの紹介に対して回答する場合などが考えられる。
- ・ なお、画像データの外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータに限定し、外部記録媒体に複製したうえで提供するとともに、提供先に対し、画像データの複製禁止、不要になった際の記録媒体の返却を条件に付すものとする。

音声によるカラス追い払い実証実験に係るトレイルカメラ運用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、音声によるカラス追い払い実証実験において、環境政策課職員が設置するトレイルカメラ及び撮影された画像の取り扱いについて、必要な事項を定める。

（トレイルカメラの設置）

第2条 市内水ヶ江地区片田江交差点付近2地点（別紙参照）にトレイルカメラを設置する。

2 トレイルカメラを設置した場所には、トレイルカメラが作動中である旨及び動物調査実施中である旨の表示をする。

（トレイルカメラ管理者及び取扱者）

第3条 トレイルカメラ及び画像データの適正な管理及び運用を図るため、トレイルカメラ管理者（以下「管理者」という。）及びトレイルカメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は環境政策課長とし、トレイルカメラ及び画像データの管理及び運用に関する方針の決定を行う。

3 取扱者は環境政策課生活環境係職員とし、トレイルカメラ及び写真データの適正な管理のために必要であると管理者が認めることに関する事務を担う。

4 トレイルカメラ及び画像データの操作は、管理者及び取扱者並びに管理者が指定する者（以下「管理者等」という。）のみが行うことができる。

第4条 トレイルカメラは設置期間中常時稼働して写真を撮影（10分間隔で自動撮影）し、画像データをカメラ内のSDカードに保存するものとする。

2 画像データは、SDカード回収後、調査業務に必要なカラスが撮影されたもの以外を破棄した上、取扱者の使用する庁内サーバに保存する。

3 画像データは、撮影時の状態で保存するものとし、これを加工してはならない。

（画像データの提供）

第5条 画像データは、音声によるカラス追い払い実証実験の報告書作成等の調査業務を請け負う佐賀大学及び株式会社C1owLabへ提供を行う。

2 画像データを受け取った前項の受託業者は、画像データ及び個人情報には業務以外には使用しないとともに、契約書内に定めた「個人情報取扱特記事項」を順守の上業務を処理する。

（画像データの提供等の制限）

第6条 画像データは、第5条の業務委託先の2者への提供及び佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号）第8条第1項各号に該当する場合を除くほか、管理者等以外の者に貸与又は複写提供をしてはならない。

（委任）

第7条 この基準に定めるもののほか、トレイルカメラの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年12月13日から施行する。

「音声によるカラス追い払い実証実験」における
トレイルカメラの仕様及び設置イメージ

センサーカメラの仕様：センサーカメラの写真とともに以下示す



メーカー	SANWA SUPPLY	材質	プラスチック
型番	400-CAM061	電源	乾電池
サイズ	13.6 cm×9.0 cm×7.6 cm	画角	108°
重量	350g	画像解像度	500万画素

センサーカメラの設置箇所の写真



- 水ヶ江1丁目3-5 佐賀銀行屋上
フェンスにベルトで取り付け、東側道路の電線を撮影。



- 佐賀市水ヶ江1丁目4-24
TENT EXさが屋上
三脚に取り付け東側道路の電線を撮影
(三脚は重りにベルトで固定)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受託者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために委託者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。